

平成 26 年兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科規程第 22 号  
地域資源マネジメント研究科外部評価委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地域資源マネジメント研究科（以下「本研究科」という。）における教育研究に関して、外部の有識者等による検証（以下「外部評価」という。）を行い、本研究科の教育研究体制等の改善、充実に資するため、地域資源マネジメント研究科外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 外部評価委員会は、地域資源マネジメント研究科の各号に掲げる事項について審議、評価を行う。

- (1) 教育に関すること。
- (2) 研究に関すること。
- (3) 社会貢献に関すること。
- (4) 管理運営に関すること。
- (5) その他外部評価に関すること。

(組織)

第 3 条 外部評価委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 大学関係者、研究機関の研究者、民間企業の経営者等の代表者 3 名程度。
- (2) 第 7 条に規定する委員会の委員全員。

2 前項の委員は、地域資源マネジメント研究科長（以下「研究科長」という。）が委嘱する。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項各号に定める委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項各号に定める委員は、再任されることができる

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(外部評価の実施等)

第 6 条 外部評価の実施は、研究科長が必要と認めた時に行うものとする。

2 外部評価委員会は、評価の結果を研究科長に報告するものとする。

(外部評価研究科内委員会)

第 7 条 本研究科に、外部評価に関する次に掲げる事項を審議するため、外部評価研究科内委員会を置く。

- (1) 外部評価の具体的なスケジュールに関すること。
- (2) 外部評価の実施内容及び方法に関すること。
- (3) 外部評価委員会委員候補者の選出に関すること。
- (4) 外部評価実施に必要な資料の作成に関すること。
- (5) 外部評価委員会への対応に関すること。
- (6) 外部評価委員会が行う評価項目に対するヒアリング等への対応に関すること
- (7) 外部評価報告書の作成に関すること。
- (8) その他外部評価の実施に関すること。

2 外部評価研究科内委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、外部評価の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

## 外部評価研究科内委員会運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、地域資源マネジメント研究科外部評価委員会規程第7条第2項の規定に基づき、外部評価研究科内委員会（以下「研究科内委員会」という。）の組織及び運営に関

して必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 研究科内委員会は次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 自己評価委員会委員長
- (2) 本研究科教授会で選出された委員1名
- (3) 必要と認められた場合に選出される委員

### (任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第4条 研究科内委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 研究科内委員会は委員長が招集する。

2 研究科内委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 研究科内委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、研究科内委員会の運営に関して必要な事項は、研究科内委員会が定める。

## 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。